

高病原性鳥インフルエンザウイルス 侵入防止対策をお願いします

今シーズン、高病原性鳥インフルエンザが続発しており、県内でも東近江市の養鶏場で発生し防疫措置を実施しました。
ウイルスの農場への侵入リスクが非常に高い状態が続いていますので、侵入防止対策の徹底をお願いします。

☆別紙により自己チェックしてください

【前回までにすべての項目が遵守されていた農場】

☆今回は報告等は不要です。引き続き自己チェックを実施し、侵入防止対策をお願いします。

【前回までに不遵守事項があった農場】

☆別途チェック表を送付し、個別に連絡します。

☆結果をFAXまたはメールでご報告ください

報告期限 2021年2月5日（金）

今後も、毎月自己チェックを実施していきます。

改善のための方法については、担当の家畜保健衛生所までご相談ください。

なお、前月の自己チェックの結果は国で取りまとめ、農林水産省ホームページに公表されております。

☆まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052